



第3期計画の推進状況や、アンケート調査での市民ニーズなどから、本市の主要課題を、以下の3点に整理します。

1 「我が事・丸ごと」の地域づくりの必要性

21世紀に入り、国際化や情報化など、社会・経済がますます発達し、生活が便利になる一方で、自治会など、地域活動を通じて地域で課題を解決していく「福祉力」が脆弱になっています。

介護保険制度を始めとする公的な「福祉サービス」により、地域の福祉力は、ある程度補われていますが、人口減少・少子高齢化による社会的孤立などが進展する中で、私たちのまわりでは、「引きこもり」や「ダブルケア」など、「生活のしづらさ」が深刻化し、地域の福祉力の必要性が増している状況です。

そのため、一人で抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯を「他人事」で済ますのではなく、地域住民が状況に「気づき」、自分自身ができる支援を行ったり、専門相談機関に適切につないでいったりする、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく必要があります。

2 「縦割り」の弊害を克服する相談体制づくりの必要性

悩みや困りごとの専門相談機関として、本市には、高齢者への「地域包括支援センター」、障がい者への「相談支援センター」、子ども・子育てに関する「子育て世代包括支援センター」、生活困窮者に対する「くらしサポートセンター」などがあります。

これらの相談機関では、専門知識を学んだ職員が、相談される方に寄り添うことをモットーに相談を受け止め、介護保険法や障害者総合支援法などに位置付けられたサービス・支援へのつなぎを行い、課題解決に努めています。

しかし、高齢の親と働いていない独身の子が同居する「8050」など、課題が複合化し、高齢者、障がい者、といった「縦割り」の相談支援だけでは、適切な解決策を講じることが難しいケースが増えており、包括的な相談支援を行う体制づくりが求められています。

3 複合的な課題に対応する「支援の受け皿」づくりの必要性

要介護状態や心身の障がい、貧困などから来る生活の困難さを改善・解消するためには、公的福祉サービス・制度による支援が基本です。

しかし、例えば、社会的孤立が根本的な要因である「ごみ屋敷問題」では、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片付けに参加することにより、緩やかな人間関係ができることで、伴走的な支援を行うことができます。

本市においても、生活支援体制整備事業などにより、こうした地域住民による支援の

「受け皿」づくりの検討が進められつつありますが、地区によって、その意識に差がみられる状況であり、市内全域でそうした取組が進むよう、働きかけていくことが期待されます。

第2節 活用できる事業(重層的支援体制整備事業)

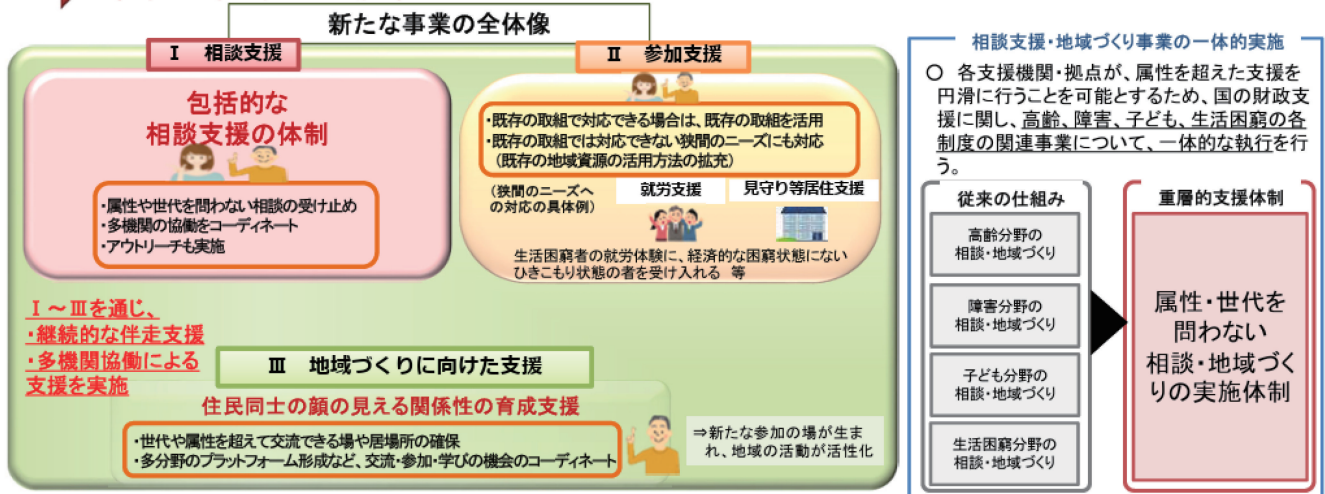
本市の主要課題の解決のために、令和3年4月の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」(法第106条の4)の活用が有効です。

「重層的支援体制整備事業」の全体像

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

→ 令和3年4月1日施行



「重層的支援体制整備事業」における各事業の概要

包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	◇属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ◇支援機関のネットワークで対応する。 ◇複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	◇社会とのつながりを作るための支援を行う。 ◇利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ◇本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)	◇世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ◇交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ◇地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	◇支援が届いていない人に支援を届ける。 ◇会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。 ◇本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)	◇市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ◇重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ◇支援関係機関の役割分担を図る。